

[1]

氏 名 (本籍)	柏谷 美砂子 (埼玉県)
学 位	博士 (学術)
学位記号番号	博甲第18号
学位授与年月日	平成14年3月8日
学位授与の要件	学位規則第5条第1項該当
論 文 題 目	日本の女性農業従事者の農業労働と生活の再生産 労働に関する研究 —農業ジェンダー統計をツールとして—
論文審査委員	(主査) 教 授 伊藤 セツ 教 授 岸井 勇雄 教 授 木村 修一 教 授 島田 淳子 東京工業大学 名誉教授 青木 志郎

論 文 要 旨

本研究の目的は、日本の女性農業従事者の、「農業労働」と「生活の再生産労働」をともに可視的なものにする方策を探り、評価の考え方を示し、農業における男女共同参画の推進に資することである。その際、基本データ及び分析のツールとして、日本の主要政府農業統計にジェンダー視点を導入して加工・分析するとともに、目的に沿った独自の小規模調査を実施し、その結果を用いるという手法をとっている。

本研究の今日的意義は、ペイドワークとアンペイドワークの評価問題と関連し、市場の領域と非市場の領域をも含めた労働の統一的経済評価という国際的課題とも問題意識を共有していること、労働への女性と男性の関わり方を、他の産業労働ではなく、農業労働を通して明らかにしたという点にある。

本研究は、序章に続き、第Ⅰ部「ツールとしての農業ジェンダー統計」(第1～3章及び附論)、第Ⅱ部「調査編」(第4～5章)、及び終章から構成されている。

「第Ⅰ部」では、日本の政府農業統計を利用し、ジェンダー統計に加工して、農業における男女の貢献度(人数と投入時間、所得、資産)を数量的に把握することを試みている。

その結果、第1章では、農業に従事する女性の数を確定するために日本の基本的農業統計である「農業センサス」をとりあげ、FAOのガイドラインに依拠してジェンダリングを試み、「農業センサス」の改善点を農林水産省に提示した。第2章では、女性農業従事者が、どの労働過程にどれだけの時間を費やしているかについて、米及び繭の「生産費統計」を代表として用いて検討している。その結果「繭生産費」の場合は、女性中心の養蚕労働が統計の製表にも反映し、第1章で検討した「農業センサス」とは逆に、女性に偏る区分・製表が多く見られた。両統計からこれら生産物への女性と男性の労働投入量とその推移が

把握された。

第3章では、女性農業従事者の収入や支出のフローの面で、どれだけの分け前・取り前に預かっているのかについて、農業統計および総務省系家計統計の歴史的変遷を辿るとともに数量的把握の可能性を探った。しかし、農家以外の家計収支統計と同じく、政府統計では把握不可能であることが再確認されたが、現在農家家計統計は総務省系の家計統計に吸収されるプロセスにあり、これまで異なる省庁の統計によって他と比較されていた農家家計が、総務省系によって統一的に把握されるという最新の動向とその意味が把握された。

附論では、女性農業従事者がストックの面では、どれだけの分け前に預かっているのかという問題意識に対応して、土地統計を検討したが、土地関連調査の調査票の世帯主欄に性別が付されておらず、土地が個人の所有か否かを把握することも困難で、ジェンダー課題以前の「統計の空白」とともに、新たな挑戦すべき課題が示されたといえる。

「第II部」は、現行政府統計を加工しても得られないデータを得るために、独自の小規模調査を実施した。調査は【第1調査】(1997年度下半期)と【第2調査】(1999年10月)の2度にわたって行なわれた。両調査とも農業者夫妻に対する生活時間と付帯アンケート部分から構成されている。【第1調査】は、主体的・自覚的に農業に従事している女性農業者とその夫を調査協力者とし、【第2調査】は、より目的に迫るために、対象を「家族経営協定」締結を志向している農業者夫妻に特定した。第4章では、【第1調査】から、農業労働と家事労働時間を合わせた「全労働時間」が妻は夫より長く、妻は、総体として農業経営体の維持に夫と劣らぬ貢献をしていることが示された。しかし、付帯アンケート調査結果から、これら農業者夫妻でも、女性の「生産領域」はともかくとして、「再生産領域」における労働評価を明確にする意識は不十分であることが明らかとなった。第5章の【第2調査】でも類似の傾向がみられた。しかし、「家族経営協定」の締結において「生産領域」部門ではなく、「生活協定」部分において、具体的な協定項目を構築するために必要なデータが得られた。

終章は、第1に、「農業労働」と「生活の再生産労働」に関する統一的理論の構築を試み、第2に、「第I部」、「第II部」で得られた知見から、日本の女性農業従事者の上記両労働を可視的にする方策を取り、「生活協定」項目作成のための基本的考え方と具体的項目を提示した。

審査報告要旨

当学位請求論文は、日本農業における男女共同参画の推進を根底の問題意識として、その推進の「要」に、「家族経営協定」の締結を置き、現在普及し始めている「家族経営協定」が、「農業労働」部分にだけ目をむけていることを批判して、女性が主に担当している農家の労働力の再生産労働部分を「生活協定」として項目化することを提唱した、理論的・実証的・且つ実践的研究である。その実証のツールとして、統計のユーザーとしても、また小規模統計の生産者としても「ジェンダー統計」を用いている。この論文の意義と独自性、

審査の経過、審査委員会の結論を要約すれば次の通りである。

論文提出者は、FAOからジェンダー視点を導入するガイドラインが出されているにもかかわらず、これまで日本では、政府も研究者も見過ごしてきた「農業センサス」のジェンダーリングに始まり、世界に例をみない農産物価格決定の資料としての農産物「生産費統計」に着目し、日本の中心的生産物を象徴する繭と米に関する女性の労働の投入量の相違が政府統計の区分や製表に及ぼす影響を発見し、且つこの両生産物の生産プロセスに立ち至って女性と男性の投下労働量の相違と推移を明らかにした。これらは、農業における女性の関わりの正確な人数と、関わる時間の男女差を把握するために行った作業であった。

続いて、国際的にも、ジェンダー統計が成り立たないという定評のある、農業家計統計と土地統計の分野に分け入り、日本の、農業に関するあらゆる政府家計統計と土地統計を取り上げて何故にそれが成り立たないかを確かめ、改善の方向を探ろうとした。この部分は、農業従事者の5割前後から6割が女性であるという人数の統計に対して、農業労働による女性の分け前（フローとしての収入と支出、ストックとしての土地）が明確にならないことへの挑戦であった。

上記はこの論文の第Ⅰ部をなすが、こうした構成は、第Ⅰ部が、研究の目的に迫る問題意識の流れ、すなわち、農業労働に従事する女性と男性の比率の把握、農業労働への投下労働量の男女比較に統いて、それらに見合った所得と資産の配分においてどのように男性に偏りがあるかという流れで設定されていたことにてらして妥当である。この部分の政府統計による把握可能性を、ジェンダー統計手法をツールとして追求している点は、これまでに例をみない研究であり、高く評価される。ジェンダー統計手法は、スウェーデン統計局のビルギッタ・ヘッドマンの手法を駆使しており、この手法を日本の農業統計に適用し、「男女共同参画基本計画」第2部2-(4)にも促進が促されている日本のジェンダー統計の構築に寄与した点でも社会的貢献度も大きい。

次に、第Ⅱ部では、政府統計から離れて、独自の調査を行っており、本論文提出者は、ここでは小規模ジェンダー統計の生産者となる。調査は目的に沿って、大学院在学中の限られた時間、費用、人的ネットワークを活用しながら、理論的に規定された対象（調査協力者）を選定し、政府統計で得られない部分のデータ収集を試みるために2度行われた。対象は、それぞれ数量的には少数派であるところの、農業を職業であると主体的に自覚している女性農業者夫妻、及び「家族経営協定」締結を志向している（あるいはその条件を備えた）専業農家夫妻に限定される。この研究の目的に照らせば、とりあえず第1種、第2種兼業を含む全農家世帯を対象にする必要も、従ってその代表性を問う必要もない。問うべき代表性、すなわちこの調査の母集団は、あくまで少数派の、積極的姿勢をもつ農家夫妻であろう。この2回の調査で、夫妻の生活時間配分の相違、労働力再生産労働への夫妻の関わりの意識、資産・土地の名義等が調べられ、「家族経営協定」中への「生活協定」項目を入れることの意味が導き出され、具体的項目が例示される。

この第Ⅱ部は、調査項目の設定にさらに計画性があるべきであり、且つ調査対象の数の少なさに不満なしとはしない。しかし、経験豊かな改良普及員を組み入れて、共同研究か

らなる現場の声を聞き入れての設問設定であり、かつ科学研究費の枠内でのある意味では厳選された調査協力者の選定であり、そのことがこの研究の無駄を省き、実践的性格を強くした点では目的に照らして不足はない。

審査は3度行なわれ、3度目の審査は公開された。公開審査には、学内外から42名の参加者があり、質疑応答が活発に行なわれた。

本研究は、単に日本農業における男女共同参画や、「家族経営協定」の締結への貢献にとどまらず、ジェンダー統計論、生産労働と再生産労働の統一的評価、雇用労働に尽くされない自営農業労働による労働の本質への問いかけ等、国際的研究のトレンドに連動する壮大な広がりをもつものである点に注目したい。

第II部の調査論に対する詰めの弱さは感じられるが、修士課程を経て、特に博士後期課程における本人の研究に対する意欲と努力には瞠目に値するものがあり、すべての章に複数の学会での報告や、審査論文が対応しており、審査委員は全員一致をもって、本研究が、課程博士（学術）の学位を授与するに値すると判断した。